令和元年7月12日

番号	質 疑	回 答
1	12月の建築工事完了後、フィールド上の帯状映像装置設置付近での作業制約がありましたらご教示いただけないでしょうか。 (台車・100kg程度の簡易リフターの持込、作業可否など)	台車・100kg程度の簡易リフターの持込は可能ですが、フィールドの天然芝を育成しているため、天然芝内に入って作業を行うことはできません。フィールドの天然芝の周囲にある人工芝舗装範囲、及びスタンドから作業を行うことができます。イベント開催に伴う作業制約については、京都府及び指定管理者と必要に応じて別途協議を行ってください。
2	フィールドの芝生の養生範囲を図面上で図示いただけないでしょうか。リボンボードを運搬するための台車が通るスペースがあるかを確認させて頂くものです。	フィールドの天然芝の周囲に、メインスタンド側は幅4m、パックスタンド及び南北サイドスタンド側は幅3mの人工芝舗装を行います。当該スペースを台車が通るスペースとして使用することができます。詳しくは図面(京都スタジアム(仮称)新築工事(主体工事))を参照ください。